

市民体育施設条例施行規則取扱要領第 10 条第 5 号に規定する 「広く市民を対象とした」等に係る解釈及び運用基準について

市民体育施設条例施行規則取扱要領（以下「取扱要領」という。）第 10 条第 5 号ア中、「広く市民を対象とした大会、イベント、教室又は講習」、同号イ、ウ中、「大会等で使用し、かつ、市が後援を認めるとき」とは、下記のとおりです。

記

1 取扱要領第 10 条第 5 号ア中「市民」について

市民には、市内団体及び準市内団体も含まれます。

市民とは、三鷹市に住所を有する者、市内に通勤し、通学する者をいいます。

市内団体とは、三鷹市市民体育施設条例（昭和 48 年三鷹市条例第 24 号）別表第 4 備考 1 に規定する団体をいいます。

準市内団体とは、構成員の半数以上が市民であること、少なくとも団体の代表者が市民でありかつ団体の所在地が市内に住所を有することを原則とします。

なお、取扱要領第 10 条第 5 号イ、ウの大会等についても上記が適用されます。

2 取扱要領第 10 条第 5 号ア中「広く市民を対象とした」及びイ、ウ中「市が後援を認めるとき」について

「広く市民を対象とした」とは、市民スポーツのさらなる推進のために、大会等の実施や市民の参加等について、原則として市報又は市のホームページで広く周知されることを指します。

また、「市が後援を認めるとき」には、市民スポーツのさらなる推進のために、大会等の実施や市民の参加等について、原則として市報又は市のホームページで広く周知されることを含みます。

3 三鷹市体育協会等が主催する大会等について（取扱要領第 10 条第 5 号ア）

（1）大会について

ア 市民（在勤、在学を含む。）、市内団体及び準市内団体（以下「市内・準市内団体」という。）のみを対象とするものについて

市民又は市内・準市内団体が市報又は市のホームページで公募（以下「市報等で公募」という。）されることが必要です。

※1 三鷹市体育協会等加盟会員又はチームのみを対象とした大会を開催する場合は、大会ごとに新規会員又は新規チームが参加できるよう公募されることを原則としますが、最低年 1 回は新規会員又は新規チームが公募されていることが必要です。

イ 市民（在勤、在学を含む。）、市内・準市内団体に加えて市民以外、市内・準市内団体以外を対象とするものについて

市民又は市内・準市内団体が市報等で公募されることが必要です。

市民又は市内・準市内団体が参加する大会であること又は参加する機会が確保されている大会であることが必要です。

※2 ただし、個人代表、団体代表の参加資格が大会要綱に定められるなど、合理的な理由により特定の市民又は市内・準市内団体が参加する大会については、公募の必要はありません。この場合、市報、市のホームページで大会等が広く周知される必要はありません。

※3 大会要綱では、大会目的、参加資格・募集・登録条件などが明らかにされていることが必要です。

(2) イベント、教室又は講習について

ア 市民（在勤、在学を含む。）、市内・準市内団体のみを対象とするものについて
市民又は市内・準市内団体が市報等で公募されることが必要です。

イ 市民（在勤、在学を含む。）、市内・準市内団体に加えて市民以外、市内・準市内団体以外を対象とするものについて

市民又は市内・準市内団体が市報等で公募されることが必要です。

定員を設ける場合は、市民又は市内・準市内団体が優先されることが必要です。

定員を設けない場合は、実態として参加を希望する市民又は市内・準市内団体が参加できるようにすることが必要です。

特に教室又は講習会については、定員を設ける、設けないにかかわらず、参加する市民又は市内・準市内団体が過半数以上であることが必要です。

※4 定員を設ける場合は、市民又は市内・準市内団体が優先されることとは、次のことをいいます。

①全参加者の定員を設ける場合

- ・先着申込の場合、市民又は市内・準市内団体の優先申込期間を設定すること。
- ・抽選申込の場合、市民又は市内・準市内団体の当選を最優先すること。
- ・当日受付の場合、市民又は市内・準市内団体の参加を優先すること。

②全参加者のうち市民又は市内・準市内団体の定員を設ける場合

- ・先着申込の場合、全参加者の定員を公表しその過半数以上を市民又は市内・準市内団体の定員とすること。
- ・抽選申込の場合、全参加者の定員を公表しその過半数以上を市民又は市内・準市内団体の定員とすること。
- ・当日受付の場合、全参加者の定員を公表しその過半数以上を市民又は市内・準市内団体の定員とすること。

※5 参加が想定される市民又は市内・準市内団体が過半数以上となるかどうか使用申請時に根拠となる書類の提出を求める場合があります。また、参加した市民又は市内・準市内団体が過半数以上となったかどうか実績報告を求める場合があります。これに応じない場合、使用を承認しないか、次回以降の使用申請について使用を承認しない場合があります。

4 三鷹市体育協会等の加盟する上部団体、三鷹市体育協会等の後援、支援する団体が主催する大会等について(取扱要領第10条第5号イ、ウ)

上記の大会等とは、市民（在勤、在学を含む。）、市内・準市内団体に加えて市民以外、市内・準市内団体以外を対象とするものをいいます。

(1) 大会について

市民又は市内・準市内団体が市報等で公募されることが必要です。

市民又は市内・準市内団体が参加する大会であること又は参加する機会が確保されている大会であることが必要です。

※6 ※2に同じ

※7 ※3に同じ

(2) イベント、教室又は講習について

市民又は市内・準市内団体が市報等で公募されることが必要です。

定員を設ける場合は、市民又は市内・準市内団体が優先されることが必要です。

定員を設けない場合は、実態として参加を希望する市民又は市内・準市内団体が参加できるようにすることが必要です。

※8 ※4に同じ

※9 事業実施要綱等により、個人、団体の参加資格や三鷹市民、市内・準市内団体の定数が合理的な理由により定められているイベント、教室又は講習については、必ずしも市民又は市内・準市内団体が優先される必要はありません。ただし、市民又は市内・準市内団体が参加すること、あるいは市民又は市内・準市内団体が参加する機会が確保されているものであることが必要です。

5 その他留意事項

形式的にのみ市民を公募するもの、その他実態において「広く市民を対象とした」とは認められない大会等については、上記基準にかかわらず、優先使用を認めません。

6 施行期日等

この基準は、令和2年11月17日から施行します。

市民体育施設について、令和3年4月1日以後の使用について適用します。